

令和4年第5回東大和市議会厚生文教委員会記録

令和4年9月12日（月曜日）

出席委員（7名）

委員長	木戸岡 秀彦 君	副委員長	実川 圭子 君
委員	上林 真佐恵 君	委員	中村 庄一郎 君
委員	根岸 聡彦 君	委員	東口 正美 君
委員	中野 志乃夫 君		

欠席委員（なし）

委員外議員（2名）

5 番	森田 真一 君	6 番	尾崎 利一 君
-----	---------	-----	---------

議会事務局職員（3名）

事務局長	鈴木 尚 君	事務局次長	嶋田 淳 君
主任	関口 百合子 君		

出席説明員（5名）

副市長	小島 昇 公 君	子ども未来部長	松本 幹 男 君
健幸いきいき部長	川口 莊 一 君	子育て支援課長	新海 隆 弘 君
介護保険課長	里見 拓 美 君		

会議に付した案件

- (1) 第46号議案 東大和市高校生等医療費助成条例
- (2) 4第14号陳情 東大和市介護保険条例に「介護発給義務」を明記する改正を求める陳情
- (3) 委員会提出議案について（追加）
- (4) 所管事務調査
社会的孤立におけるひきこもり支援の取り組みについて

午前 9時30分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） ただいまから令和4年第5回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（木戸岡秀彦君） 初めに、第46号議案 東大和市高校生等医療費助成条例、本案を議題に供します。

ここで担当部長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○子ども未来部長（松本幹男君） 議案を審議いただくに当たりまして、第51号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第4号）の審議において、高校生等医療費助成事業の実施に伴います新たな市の負担額について質疑をいただき、見込額の答弁をいたしたところですが、条件の組合せに応じた市の負担額見込みについて整理した医療費助成事業試算の資料を配付させていただきたいと思っておりますので、委員長においてよろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） ただいま、松本子ども未来部長より申出のありました資料配付について、これを許可いたします。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

午前 9時31分 休憩

午前 9時32分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま御配付いたしました資料につきまして説明を求めます。

○子育て支援課長（新海隆弘君） ただいまお配りした資料ですが、医療費助成事業における総事業費及び市の負担、一般財源負担について試算したものであります。

表の中央を御覧ください。

太い線で囲んでいる箇所が今回の高校生等医療費助成事業の試算となります。所得制限、自己負担のあるなしによるAからDまでの4つのパターンごとに試算をしております。

高校生等医療費助成事業は、令和5年度から7年度までは東京都の負担割合が10割となっておりますが、令和8年度以降については今後の協議事項となっていることから、令和8年度以降の試算については、現在の義務教育就学児医療費助成と同様の東京都負担割合5割と仮定し、それぞれ試算しております。

なお、試算額は年額となっております。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） 資料の説明が終わりました。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しております。また、今回議案の説明とともに、一般質問等でも今回の条例については質疑等も行ってまいりますので、委員の皆様に関しては、質疑に関してはなるべく重複のないようによりしくお願いをしたいと思います。

直ちに質疑を行います。

○委員（東口正美君） おはようございます。

それでは、幾つか質疑をさせていただきます。

今回の高校生等医療費助成の新設条例でございますけれども、今回この条例が出てきた理由を伺いたいと思

います。

続きまして、この高校生等医療費助成の対象者、対象人数を伺います。今回は義務教育とは違って高校生等というふうになっておりますので、この辺の対象者の想定を教えてくださいと思います。

続きまして、所得制限の条件を改めて伺わせていただきます。先ほど数字については丁寧な資料をお配りいただきましたけれども、この所得制限がかかる人たちというのは、所得制限ありになった場合の人たちが助成を受けられない場合の想定の人数、もしくは割合をお聞かせいただければと思います。

続きまして、東京都の出してきているものだけということですが、各自治体によってどのような違いがあると考えられるのかということをお聞かせください。

以上です。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 幾つか質疑をいただきました。

まず、今回条例を制定しなければならない理由でございますが、コロナ禍が青年期世代の心身に大きな影響を及ぼしており、生涯にわたる健康づくりの基礎を培う大切な時期に、自身の健康を管理し改善できるような取組が重要であるという考えの下、東京都が新たに高校生等を対象とした医療費助成制度を制定したことを受け、市としましては高校生等の保健の向上と健全な育成を図るため、新たな医療費助成事業を開始することになったものでございます。

続きまして、対象となる見込みの人数でございますが、高校生等の人数で申し上げますと、おおよそ約2,500人を見込んでおります。

高校生等の範囲でございますが、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者を高校生等としておりますことから、高校在学者に限定はしておりません。

続きまして、所得の条件ですけれども、所得制限は児童手当に準拠した所得制限になっております。この所得制限を設けることによって助成の対象とならない方でございますが、大変ざっくりではございますが、児童手当などの状況を鑑みますと、およそ1割程度の方が助成の対象とならなくなるのではないかと見込んでおります。

あと、各自治体によっての違いでございますが、23区につきましては所得制限の範囲を超える方について、区が独自に助成するという実質上、所得制限なしで実施することが既に区長会から公表されております。26市につきましては、以前確認した際は高校生等医療費助成事業につきましては、所得制限なしで実施する予定の市は5市と伺っております。しかし、未定という市もあったり、非常に暫定的な回答ということだったので、直近の状況は異なっている可能性も考えられます。いずれにしましても、23区と比べて義務教育就学児医療費助成と同様、財政力等の違いから地域により差が生じる見込みとなっております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。

この高校生等ということで、いろんな方が15歳から18歳までいると思われませんが、若干補正予算のところでも質疑がありましたけれども、想定できることは、まずは就労している可能性が15歳以上、中学卒業の後はあるということということは、親との関係性も義務教育のときは違うかなというふうに思っているの、周知漏れがないようにということも含めて、どういうことを想定してこれに当たっていかうとされているのかというのをもう一点確認させていただきたいのと。

あと、先ほどいただいた表で所得制限のありなし、またこの自己負担のありなしというところがございます

けれども、この全て自己負担なしという形が一番マックスにはなると思うんですが、この自己負担の200円というのは、子供の医療費においてどのような意味があると担当部としてはお考えなのか、お聞かせいただければと思います。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 就労しているお子さんなども今委員がおっしゃったように所得制限の範囲であれば対象となるのでございますが、高校生等というのは市内に住所を有している高校生等となっておりますので、今現在中学3年生のお子さんについては来年度、マル乳からマル子の切替えと同じように、自動的に申請なしで切り替えられるように今準備を進めておりまして、現在高校1年生2年生のお子さんにつきましては、そのお子さんの住所、住民票の情報を基に、そちらに制度のチラシや申請書などを送付して、漏れのないように申請していただくように考えております。

あと、自己負担の200円の件でございますが、こちら東京都の制度のほうで自己負担200円というのが決められておりまして、東京都のほうの考え方としまして確認したところでは、真に医療を必要とする人の受診を抑制しない範囲の金額、受診者や医療機関にとって分かりやすい金額、保険診療における再診料の自己負担3割相当額を超えない額ということで、200円を東京都としては設定しているという説明がありました。

以上です。

○委員（東口正美君） すみません、今の対象者のほうの質疑でもう一度確認させてほしいんですけども、そうすると市内在住の高校生等の年齢の方になるということは、例えばあまり例はないかもしれませんが、高校から寮に入る高校生や、そういう方はこの制度、寮とかに入って都外に行ってしまう人に対しては適用にならないという理解でよろしいでしょうか。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 東京都のあくまでも制度でございますので、都外に住民票を移してしまっている高校生等の方に関しては、今回の医療費助成の対象とはなりません。都内の別の市に例えば寮などで住民票をそちらの市に移動していて、保護者の方だけが東大和市に在住している場合は、そのお子さんの住民票を移している都内の別の市のほうに申請していただく形になるということでございます。

以上です。

○子ども未来部長（松本幹男君） お子さんが寮に入っているという関係でございますが、例えばの例で申し上げますと、親が監護をしているという前提になりますので、子供が都外の学校の寮に入っているとしても、通常やはり医療機関にかかる際のベースとなる保険というのは必要になると思います。ですから、通常の場合で考えますと、遠隔地という形で保険証のほうが出ているのではなかろうかと思われまして、その際は当然住民票は東大和市内にごございますので、その方も対象になるという考えで制度は設計されております。

以上です。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。

もう一つ、この詳細な所得制限ありなしの金額は頂いているんですけども、東大和市として今までも所得制限なしの様々な場合になりますけれども、この医療費に関して所得制限を撤廃していくということを、この子育てに力を入れているということの中で市としてはどのような、財源の問題はありますけれども、市の考え方として子育ての中で医療費を所得制限なしで見えていくということに対しては、どのようなお考えがまずでしょうか。

○子ども未来部長（松本幹男君） この制度につきましては、あくまでも子供のための制度ということで事業がこれからスタートいたします。したがって、この事業の対象となる子供にとって、どこに住んでいても都

内であれば本来であれば同じものが享受できるというのが、本来あるべき姿であると市のほうは考えておりません。

ただ、現実はこちらで事業が来年度から始まるということで、一般財源等の負担等の兼ね合いもございますことから、まずはスタートにつきましては東京都の制度に準拠した形でということで、今回提案させていただいております。

以上です。

○委員（根岸聡彦君） 幾つか確認をさせていただきたいと思います。

第2条の定義のところでは高校生等の定義についてなんですけれども、高等学校というのは義務教育ではありませんので、当然のことながら例えば高校を中退をしたという場合、何らかの理由で退学をして学生の身分ではなくなってしまった場合も、18歳に達した3月31日まで対象となるのかどうか。

それから、留年等をして卒業年齢が19歳になった場合とか、そういうケースもあるかと思うんですけれども、そういった場合に高校在学中の途中のところでは、その高校生の定義から外れてしまうのか。

あとは、ここは年齢だけで言っていますので、例えば定時制の高校だとか、そういうところでは就業しながら高校に通っている、学校に通っている方もいらっしゃると思いますので、当然のことながら二十歳を過ぎている方もいらっしゃると思います。これはあくまでも年齢だけで縛っているために、そういった方は対象外になるのか、それについてちょっと確認をさせてください。

○子育て支援課長（新海隆弘君） まず、高校を中退しているようなケースの場合ですけれども、先ほど申し上げた年齢の要件の範囲に収まっている方であれば、保護者の方の所得制限がその範囲内であれば対象となります。

留年して19歳になってしまっている高校生につきましては、その年齢要件のところまでが医療費助成の範囲となっているので、留年で19歳になってしまっている方については、そこは助成の範囲ではございません。

定時制などお仕事をしながら通っている方で二十歳過ぎている方の場合も、やはり年齢の要件が超えていますので、あくまでもその年齢の要件の範囲内に収まっている方で所得制限の範囲に収まっている、これが医療費助成の対象となるものでございます。

以上です。

○委員（根岸聡彦君） ありがとうございます。

年齢条件だけで縛っているということが確認できました。細かいところなんですけれども、中学を卒業したら当然中学は義務教育ですから、卒業した段階においては15歳になっているはずなんですけれども、その後、高校に進学をしなかった、あるいは就職もしないでずっと家にいるという方も、これは高校生等の中に含まれるという理解でよろしいでしょうか。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 今委員がおっしゃったように、その方も対象に含まれます。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに質疑ございますか。

○委員（上林真佐恵君） それでは、幾つか伺いたいんですが、まずこの制度の意義と課題ということを変更して伺いたいのと。

それから、今周知方法ということで質疑もございましたけど、私も本会議初日の補正予算でもちょっと周知については伺ったんですが、委員会で審査しますというような御答弁もあったので、改めてもう少し詳しく、

例えば対象者の2,500人ということで先ほど御答弁あったんですが、これは高1の子はマル子からのということで御答弁もあって、高2高3年齢の子については、まず一旦その対象者、これ所得制限とかをまず見ないうちに一旦申請をされるってということなのか、もしくは何か市のほうで、その所得を何かこう切り分けができて送るのかっていうあたり、今のマル子のシステムと同じかなと思うんですけど、ちょっとそこを確認をさせていただきたいのと。

それから、補正予算の質疑の際には東京都でも何らかの報道発表なり、何かそういうものをやるというようなお話もあったんですけども、やっぱり市として、私特にやっぱり気になっているのは、これ名前が高校生等ってなっているんで、やっぱ高校生じゃない方がちょっと自分のことだって、先ほども他の委員から質疑ありましたけれども、働いている方ですとか、いろんな状況のお子さんいると思いますので、そこがちょっときちんと自分が対象だというふうに分かるような、そういう周知の仕方をしていただきたいと思いますので、そのあたりの改めて検討状況を伺いたいと思います。

○子育て支援課長（新海隆弘君） まず、制度の意義についてでございますが、生涯にわたる健康づくりの基礎を培う大切な時期にある高校生等の医療費の一部を助成することにより、先ほど申し上げましたが、高校生等の保健の向上と健全育成を図り、子育て支援に資するものであると考えております。

課題につきましては、令和7年度までは東京都の事業の10割負担となっておりますが、令和8年度以降においては事業費の財源が定まっていないことから、その確保が課題であると考えております。

あと、現在高校1年生2年生に相当するお子さんについてで、現在ではないですね、来年……あっいいいんですね、現在高校1年生2年生に相当するお子さんへの周知等でございますが、こちらは一旦、義務教育就学児の医療費助成からもう切り離されておりますので、年齢で所得制限とか見ずに対象と思われるお子さんのところには全て送付させていただくように考えております。その上で申請していただいて、医療証の交付という形になると考えております。

あと、周知のほうでございますが、今申し上げましたとおり、対象と思われるお子さんのところには、全てその制度が分かるようなチラシも含めて申請書等を送付する予定でございますので、その辺漏れのないように送付を進めていきたいと考えております。

以上です。

○子ども未来部長（松本幹男君） すみません、周知について補足ですみません。周知でございますが、東京都に確認をしたところ、関係団体向けの事前の周知を10月頃から行いまして、東京都のホームページによる都民全般向けの周知を12月頃、医療機関向けのリーフレットや教育機関向けのポスターを令和5年の1月頃に送付するというふうに現時点では聞いております。

市としましては、東京都の周知時期を参考に、広く市民の方に制度の周知を図っていくことを現在考えております。一応チラシの作成が、細かいことを申し上げるようですが、今月中には一応伺ったところ、東京都のほうからひな形の提供があるというふうに聞いております。ただ、現時点届いていないんですが、そのひな形を参考にしながら、市のほうのリーフレットやポスターというのは考えたいというふうに——おります。

あと、医師会等への周知につきましても、基本は東京都が東京都医師会というふうになっておりますので、適切な時期に市のほうも東大和市医師会に話を伝えて協力をいただいきたいというふうに考えております。その辺が補足でございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 周知についてはぜひSNSなんかも、チラシがこれから来るということで、学校とかにもそういうものが貼られていくっていうのはいいなと思うんですけども、SNSなんかも高校生の方、ツイッターとか、よくやっている方多いと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

一般質問のときにもちょっと触れたんですけど、この何か医療にどれだけかかっているかっていう厚労省の資料を見ると、高校生年齢の方って一番こう医療に、一番じゃないか、かなり医療機関にかかるあれが少ないうデータもありますので、なかなかこう医療機関に貼ってあっても、お医者さん自体に行かない年齢層かなというふうにも思いますので、やはりいろんな手段を使って周知というのは申請の漏れがないようにお願いしたいというふうに思います。

それから、所得制限と窓口負担のところですけども、この間の一般質問とかの御答弁聞いていて、市もこれを課題だというふうに思っていて、やはりなくしたいという気持ちがすごくあるということは私も承知をしています。このお金の予算ということも資料でいただいて、私としては市でも独自で頑張っていて所得制限もなくして、窓口負担もなくしていただきたいということはこれまでも要望しているとおります。

ただ、この義務教育就学児の医療費助成制度を見ると、多摩地域では両方これできなくても、例えば所得制限だけを取るとか、窓口負担だけを取るとかというような市もあるということで、できるところからでも、ぜひ市として始めていただきたいというふうに思います。200円の窓口負担、安いかなと思う方もいますけど、やっぱりお子さん増えてくると3人いけば600円かかるわけで、それが週に1回、歯医者さんとか通うってなると、それなりの負担になってきますので、ぜひこれは要望をしたいんですけども、難しいというこの間の御答弁ですけども、ぜひお願いをしたいと思います。これは要望ということにしておきます。

以上です。

○委員（実川圭子君） 高校生等医療費助成についてですとか、それも含めて子供の医療費について、市長会からも要望書などを出していると思いますけれども、その内容について確認させてください。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 市長会からの要望につきましては、子供の医療費をぜひ国の制度として制度化してほしいという形で要望書を提出しているところでございます。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

自由討議を行います。

○委員（東口正美君） 丁寧な金額の資料も作っていただき、ありがとうございました。

今様々質疑した中で感じたことも含めて言わせていただきたいと思っているんですけども、やっぱり高校生等ということで、今まで義務教育のお子さんについては、学校という公的機関にずっと関わっている中で、学校に行けてなかったりとか、御病気があったりとかっていうことを行政側が分かる手段があったと思うんですけども、今厚生文教委員会でひきこもりについてもちやうどやっているところですけども、この高校生以降のどういう生活をしているのかっていうのは、なかなか行政機関がつかみ切れない部分であったと思います。義務教育でない高校につきましては、もう何十年も前から退学とかということで中退をされる方も結構い

るけれども、それはそれでそれぞれの判断ということで、なかなかここが分からなかったことが、今回この高校生等医療費助成の本題ではないかもしれないんですけれども、しっかりとここで行政が市の青少年がどういう生活をしているのかというのが1つ分かるっていうのが、1つ副産物なのかなっていうことを今回審議をして感じたところであります。

また、所得制限や自己負担については東京都が今回、この高校生等医療費助成をやりたいっていうことで各自治体が条例制定になっているわけですので、3年とは言わず広く東京都に見ていただきたい、同じ都民として自治体の財政力が子供のこの医療費について差が出るようなことが本来はあるべきではないと思いますので、そこをしっかりと東京都に委員会としても訴えられればいいのかというふうに思います。

また、様々ありますけれども、皆さんとここは一致して、その辺を求めていければというふうに思っておりますので、ただそれが無い場合に、じゃ市としてどうしていくのかっていうのは次の段階として、やはり差がないように東大和市としても努めてもらいたいということも希望としては持っておりますので、3年間ありますので、また東京都等ともいろんな形でいろんな角度で要望をしていただきたいと思いますし、私たちもできることをしていきたいと思っておりますので、以上です。

○委員（実川圭子君） 今東口委員からもありましたけれども、やはり3年間は東京都からも助成が出るということですが、その後もやはりそこでやめてしまうわけにもいかないんで、継続性っていうのが非常に重要だなと思う中で、やはり市の財政を考えたときに、その所得制限どうするかとか、あと窓口負担ですか、そういうところも本当ならそこはなしにして全てやれるのが一番だとは思いますが、なかなかそういったことが踏み出せない中で、やはり今先ほど市長会からも要望を出しているということですが、国や都に助成の拡充を求めていくということは、私たち委員会の中でできることなのかなと思いますので、意見書なども含めて検討をしていったらいいかなと思います。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（上林真佐恵君） 第46号議案 東大和市高校生等医療費助成条例に賛成の立場で討論を行います。

現在中学生までとなっている子供の医療費助成を高校生年齢18歳まで拡充することは、日本共産党都議団が2010年以降繰り返し求め、2018年と2021年に条例提案を行ってきたものです。党市議団としても2014年以降、10回を超える一般質問や代表質問、毎年の予算要望や予算組替え提案で繰り返し求めてきたことであり、来年度からいよいよ実現することを心よりうれしく思います。

制度の実施に当たっては、全ての対象者に漏れなく制度の情報が伝わること、申請の漏れがないよう丁寧で柔軟な対応を行うことを求めます。

一方で、都の制度設計では所得制限と1回200円の窓口負担が残されています。小・中学生が対象となっている義務教育就学児の医療費助成制度でも同様の所得制限と窓口負担があり、23区では全ての区が自主財源で上乗せをすることで完全無料化が実現していますが、多摩地域では所得制限なしで実施しているのは9市、窓口負担をなくしている市は3市のみとなっています。来年度からスタートする本制度についても、23区では区

が自主財源を上乗せし、来年度から所得制限も自己負担もなしで実施することが明らかになっており、新たな多摩格差となることが懸念されています。

本来子供に対する支援は保護者の経済力によって差をつけるべきではなく、子供たちがひとしく医療を受ける権利を保障するために、国の制度として子供の医療費助成制度を拡充するべきだと考えますが、子供の医療費助成制度が拡充されてきた歴史を振り返ると、自治体の努力によって独自に制度を拡充してきたことが国や都にその必要性を認めさせ、制度拡充を後押ししてきたことも事実です。

このことから東大和市でも自主財源を活用し、所得制限と窓口負担撤廃のため最大限の努力をすることを求め、討論いたします。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第46号議案 東大和市高校生等医療費助成条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

ここで5分間休憩いたします。

午前10時 4分 休憩

午前10時 8分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（木戸岡秀彦君） 次に、4第14号陳情 東大和市介護保険条例に「介護発給義務」を明記する改正を求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（嶋田 淳君） 朗読いたします。

4第14号陳情 東大和市介護保険条例に「介護発給義務」を明記する改正を求める陳情

〔朗 読〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（東口正美君） 今回の陳情趣旨のこの介護発給義務っていうところを求めるものですが、現在東大和市で行われている介護事業において、この条例が求めることがなければ介護事業ができないということがあるのか。今はない状態ですが、すみません、この義務がなければ介護事業に何か支障があるのかどうかお聞かせください。

○介護保険課長（里見拓美君） 現在介護保険条例の文言というのは、ごめんなさい、介護発給義務に関してで

すが、この文言がなくても介護保険業務は運営され、特に支障がないものと考えます。

以上です。

○健幸いきいき部長（川口荘一君） 介護発給義務に関してでありますけれども、そもそも介護保険法におきまして、この介護発給義務という規定はございません。そういった中で市が条例を制定して介護給付を実施しておりますので、この発給義務がなくても現状の制度は適切に実施されるものと考えております。

以上です。

○委員（実川圭子君） 陳情者の陳情するに当たって、この介護保険条例の中に受給権という規定があるというふうに述べているのですけれども、この受給権というのはどういうものなのか教えてください。

○介護保険課長（里見拓美君） 東大和市介護保険条例第5条第3項に受給権という言葉が1か所ございます。この第5条は賦課期日後の資格取得、喪失等があった場合の保険料の額を規定する条文でございます、その対象者について説明しております。

具体的には老齢福祉年金の受給権を有するに至った者としての引用文ということでございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 今お二人の委員の質疑を聞いていて大体分かったんですけども、この自治体の責務ってというのが介護保険法では定められていると思いますので、義務という言葉を書き込まなくても責務ってということがきちんと明記されているので、法的に問題はないかというふうに思うんですが、その点の市の認識を念のため確認をさせてください。

○健幸いきいき部長（川口荘一君） 今委員がおっしゃったとおり、介護保険法におきまして国及び地方公共団体の責務というものが定められておりますので、市におきましては、基本的にはこの介護保険法、これを基本といたしまして条例を制定しているわけですので、市におきましては、この法に基づいて責務を果たしていくということでございます。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかに質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（木戸岡秀彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

自由討議を行います。

○委員（上林真佐恵君） 今御答弁も聞いていて、介護保険法にはしっかりと国及び地方公共団体の責務が明記されていて、あえてこの義務という言葉を書き込まなくても十分に権利は担保されているかなというふうに考えます。

会派としては介護保険制度が改悪されてくる中で、必要なサービスを受けられないというような現在の介護保険制度には様々な問題があるなど、拡充をしてほしいなということは思うんですけども、この陳情につきましては、そういう意味で我が党の認識とは違いますので、陳情には賛成できないというふうに考えています。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（木戸岡秀彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

4 第14号陳情 東大和市介護保険条例に「介護発給義務」を明記する改正を求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 起立なし。

本件を不採択と決めます。

ここで説明員退室のため、暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時15分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（木戸岡秀彦君） 委員会提出議案について、本件を議題に追加いたします。

本件につきましては、先ほどの第46号議案の審査の中で、委員から子供の医療費助成の拡充について東京都に意見書を提出してはどうかとの御意見をいただきました。また、事前に数名の委員からも意見書の提出のお声もいただいておりますので、あらかじめ正副委員長で意見書の案文を作成いたしました。

ここで、資料配付のため暫時休憩をいたします。

午前10時16分 休憩

午前10時16分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお配りいたしました意見書の案文について、御意見等がございましたら御発言をお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（木戸岡秀彦君） よろしいですか。それでは、ただいまの御意見等はなしということで、意見書の内容

につきまちは正副委員長に御一任をいただき、委員会提出議案として意見書を提出したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

それでは、本案を委員会終了後に議長に提出し、定例会最終日に議決をいただくこととなりますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（木戸岡秀彦君） 次に、所管事務調査、社会的孤立におけるひきこもり支援の取り組みについて、本件を議題に供します。

7月に江戸川区を視察いたしました。今後の進め方、正副委員長で調整をさせていただきました。その結果、当市のひきこもり状況について担当課に聞いてみるのはどうかということになりました。皆さんのほうから何か御意見等がございましたら、御発言を願いたいと思います。

[発言する者なし]

○委員長（木戸岡秀彦君） よろしいですか。副委員長とお話をさせていただきまして、高齢者ほっと支援センターについて、たまたま今現段階で視察に行けないという状況なので、高齢者ほっと支援センターに様々な状況を意見を聞かせていただく、状況を聞かせていただくということで話をさせていただいております。

また、社会福祉協議会の家族会ということもありますので、また担当部署から話もということもありますけれども、高齢者ほっと支援センターの担当の方に現段階だと実際に直接行くというよりもこちらに来ていただいて、様々ひきこもりに関しての状況をお聞きするというので進めていきたいと思います。

皆さんのほうから。

○委員（実川圭子君） ちょっと委員長といろいろお話をさせていただいて、ほっと支援センターということなんですが、直接ひきこもりの支援をしているというところではありませんけれども、やはりそういった関連の福祉の事業などを行っている中で、そういったところからひきこもりの方が見えてくるというような状況があるということで、以前にも委員会の中でお話があったので、ぜひお話を聞いてみたいということで提案をさせていただきました。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） この高齢者ほっと支援センターに関しては、様々他自治体においても、様々ひきこもりについての様々な御相談等もあるということで各自治体からも聞いておりますので、かなり参考になると思いますので、ぜひ進めていきたいと思っております。つきましては、そういう形で意見を聞かせたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○委員長（木戸岡秀彦君） お諮りいたします。

所管事務調査、社会的孤立におけるひきこもり支援の取り組みについてにつきましては、本日はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

○委員（中野志乃夫君） 一応正副のほうでいろいろ、ほっと支援センターのほうという話ですけども、基本的に市内の取組について実態調査ということの一環でやるということですよ。本来だったら障害なり、そっちのほうの部門のほうはひきこもり対象者のいろいろ対応してたりとか、実態のほうに分かるんじゃないかと思うんですけども、そちらはどう考えていますか。

○委員長（木戸岡秀彦君） 障害に関しては現段階で高齢者ほっと支援センターで様々な情報があるということで、正副とお話をさせていただきました。今委員のほうからお話がありました障害に関しても、これに関しても参考にはなると思いますので、ぜひこれに関しても検討はしたいと思っております。

○委員（東口正美君） もう一度確認なんですけれども、ほっと支援センターについては、私も以前から実際に家庭に入っていけるということで、所管は違いますけど情報があるのではないかと考えておりますので、今回の計らいにありがとうございますという形なんですけども、その後、もう一つ、その家族会の関係の社会福祉協議会との件については委員長、副委員長のほうではどのように今お考えなのか、もう一度確認させていただければと思います。

○委員長（木戸岡秀彦君） 社会福祉協議会に関しては福祉推進課が担当になりますので、様々な情報が入っていれば正副と一応確認をして今の現状、状況をお聞かせいただきたいと思います。これに関してはまだ詰めておりませんので、現段階で話をしておるのは高齢者ほっと支援センターになりますので、それにつきましては、先ほど中野委員からもお話がありました障害の件も含めて今後進めていきますか、検討したいと考えております。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○委員長（木戸岡秀彦君） じゃ、社会的孤立におけるひきこもり支援の取り組みについては、本日この程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（木戸岡秀彦君） これをもって、令和4年第5回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午前10時22分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 木 戸 岡 秀 彦